

業務隊長
了 R7. 10. 7

補給科長	糧食班長
了 R7. 10. 6	了 R7. 10. 5

給食業務の部外委託に関する仕様書

自 令和8年 4月 1日
至 令和9年 3月31日

石垣駐屯地

文書管理者：石垣駐屯地総務科長
保存期間：5年(令和13年3月31日まで保存)

標準仕様書

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
給食業務の部外委託		作成	令和7年10月1日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等名	石垣駐屯地業務隊

※ 昨年度より修正された箇所及び重要箇所は赤字とする。

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の石垣駐屯地（以下、「官側」という）における給食業務の部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

給食業務の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

g) 作業従事者等

現場責任者及び作業従事者

h) 調理師

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を有する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し、指定された食事時間内に配食、並びに、これらに付随する食材、調味料などの納品、検品、運搬、調理器材用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃を行うものである。

駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーンは表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間並びに献立を変更する場合があります、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

表 1—駐屯地食堂における 1 日あたりの標準的な食数及び配食レーン

区 分		平 日	休日（土・日・祝日）
朝食	食数	400食	300食
	検食時間	0520～0600	—
	食事時間	0600～0700	—
	曹士食堂	1コ配食レーン	開設しない
	幹部食堂	1コ配食レーン	開設しない
昼食	食数	500食	300食
	検食時間	1120～1150	1120～1150
	食事時間	1150～1300	1200～1300
	曹士食堂	1コ配食レーン	1コ配食レーン
	幹部食堂	1コ配食レーン	食数状況により開設
夕食	食数	400食	300食
	検食時間	1630～1700	1630～1700
	食事時間	1700～1830	1700～1830
	曹士食堂	1コ配食レーン	1コ配食レーン
	幹部食堂	1コ配食レーン	食数状況により開設

※ 詳細は、別紙第1「令和8年度食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」（石垣駐屯地）、別紙第2「2025 7月 勤務シフト表」、別紙第3「令和7年度通常喫食時及び訓練時の食数実績（一例）」、別紙第4「石垣駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）」を参照するものとし、各種訓練、行事等により食数が大幅（訓練最盛期時は最大約600食程度）に増加することが予想される場合は、1ヶ月前までに官側が通知するものとし、官側と協議の上柔軟に対応することとする。（増加が予想される期間については、8月～11月を基準とする。）

※ 休日（土・日・祝日）の朝については、既成のパン、弁当の配分については、官側で提供するものとする。

2 本委託業務に必要な態勢

2.1 実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数、配食レーン数等に応じ、別紙第1「令和8年度食数予定及び作業に必要な従事者の参考値」（石垣駐屯地）、別紙第2「2025 7月 勤務シフト表」、別紙第3「令和7年度食数実績」、別紙第4「石垣駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）」を基準として本委託業務を完成するために必要な作業従事者の数を自らの判断で算定し示された時期までに調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の同意を得るものとする。この際、調理工程表又は作業従事者勤務割振に同意が得られなかった場合、官側は改善を勧告する。また、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a) 事務所等の設置

石垣島内に緊急及び調整時の連絡を確保できる事務所等を設置すること。

b) 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者（不在の場合は副現場責

任者)として常時配置するものとし、別紙第5「現場責任者等任命報告書」を(業務開始7日前まで 変更の場合はその都度)官側に提出するものとする。また、副現場責任者は現場責任者と同様の要件を具備する代理の者として選任し、現場責任者に代わって権限を出来る態勢をとらなければならない。なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

- 1) 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
- 2) 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。
- 3) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
- 4) 前3号に示す能力、知識、権限等を有する者の判断基準は、受託者の3ヶ月以上の勤務経験のある正規社員であり、同一メニューを1回300食以上提供する集団給食業務経験を1年以上有しかつ調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を5.3に示す時期までに提出するものとする。
- 5) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

c) 作業従事者

作業従事者は、次の要件を満たす者とする。

- 1) 調理作業においては、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
- 2) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

2.2 食品衛生管理

安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)
- b) 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)
- c) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)
- d) 大量調理施設衛生管理マニュアル(厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号別添)
- e) 都道府県で定める食品衛生に関する条例
八重山保健所の定める事項等(書類、衛生指導等)を遵守する。
- f) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」という。)(平成10年法律第114号)
- g) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(以下、「感染症法施行規則」という。)(平成10年厚生省令第9号)

2.3 確保されるべき業務の質

- a) 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること
- b) 衛生的な食事を提供すること。
- c) 隊員の満足向上を図ること。

2.4 作業従事者の服務

作業従事者の石垣駐屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3.1 全般

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔な調理服、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章又はこれに類するもの（帽子等）を装着する。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程、配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとする。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けにわたり衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。
- d) 作業従事者等は、食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着する。筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失しないように管理する。

3.2 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材などによって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイル、仕分けなどを実施する。

3.3 配食作業

調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器の配置、盛り付け（食缶への詰め替え及び患者等への弁当の盛付含む。）、隊員等への配食を実施する。

3.4 調理・配食に付随する作業

3.4.1 食材・調味料等の検収・受領

作業従事者は検査官立会いの下、食材、調味料等の納品、検品を実施し、品質、鮮度、温度管理、異物混入等につき点検を実施し、その結果を記録するものとする。

現場責任者は、官側の立会いの下に食材・調味料等を受領するものとする。

3.4.2 給食器材・用具などの洗浄、整備及び格納

調理器材、用具などの使用後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。

3.4.3 厨房内の清掃作業

厨房（下処理室、残飯庫、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯設備を含む。）の清掃及び調理作業などによって発生した残菜、残飯、廃油などの処理を実施するものとする。

4 監督及び検査

- a) 朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、味付けなど）、配食作業、衛生及び安全面について管理など作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。
- b) 調理・配食作業が終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
朝・昼・夕各食の調理作業終了時	調理状況	官側の指定した食材の使用、裁断・調理要領及び調理数に基づく作業が実施されていたか。
		大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理、温度管理、二次汚染の防止及び検食の保存がなされていたか。
朝・昼・夕各食の配食作業終了時	配食状況	官側の指定した盛り付け要領及び配食数になっていたか。
		配食開始は遅延せず、定められた時間に配食されたか。
その日の作業終了時	器材洗浄及び厨房等の清掃状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか。
		器具等の員数は不足していなかったか。

5 その他

5.1 作業に関する指示

- a) 給食器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者等が給食器材などを使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、給食器材の故障の未然防止に努める。
 - 4) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。
- b) 現場責任者は、作業従事者等の故意又は過失によって食材、施設、器材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに、官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。
- c) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- d) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、給食審査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受入れに協力するものとする。
- e) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、又は利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- f) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては、感染症法及び感染症法施行規則に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数、配食レーン及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか。
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は良好にされていたか。
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか。

5.2 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、表2のとおりとする。

表2—官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期（基準）	備 考
給食予定人員	月 1 回	翌月分を前月 1 0 日まで	4 月分は左記にかかわらず引 継ぎ期間に通知
献立表	月 1 回	同 上	同 上
確定人員 献立材料表	週 3 回	当該給食日の 3 ～ 7 日前基準	下記のとおり通知することを 例とする。 1 火曜日に土～月曜日分を 通知 2 前週木曜日に火・水曜日 分を通知 3 前週金曜日に木・金曜日 分を通知
調理及び配食細部要領	平日毎日	平日朝 0 9 : 0 0	毎朝、調理ミーティング実施
各種検査等及び実習生 の受入れ		当該月の 1 か月前 の 1 0 日まで	

5.3 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は、表3のとおりとする。

表3—提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
現場責任者の勤務経験関 連資料	年 1 回	業務開始 1 4 日前 まで	
作業従事者一覧	年 1 回	同 上	提出後、従事者に変更があれば その都度提出する。
作業従事者調理師免許の 写し(免許保有者のみ)	年 1 回	同 上	同 上
作業従事者菌検索結果	月 1 回以 上	毎月 2 5 日まで (ただし、受託年 度 4 月分は業務開 始 7 日前まで)	1 菌検索結果には、腸管出血 性大腸菌症検査を含めるこ と。(1 0 月から 3 月までの 間には月に 1 回以上又は必 要に応じてノロウィルスの 検査を含めること) 2 菌検索実施機関発行の結 果を提出 3 作業従事者等に変更があ ればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表 (勤務予定表)	月 1 回	翌月分を 業務開始 7 日前ま で	1 受託年度 4 月分は業務開 始の 7 日前まで 2 作業従事者等の変更の都 度提出し、官側の確認を受け るものとする。
作業完了届	月 1 回	当月分を 翌月 5 日まで	作業完了届：別紙第 6
調理工程表	年 1 回	業務開始 7 日前まで	その後変更あればその都度 提出
保健所等による営業許可 証の写し	年 1 回	業務開始 7 日前まで	

※ 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

5.4 受託者が使用できる国有財産

a) 施 設

本委託業務に関係する陸上自衛隊石垣駐屯地食堂、厨房、控室、更衣室及び厚生センター内の売店、駐屯地内の各喫煙所

b) 設 備

別紙第7のとおり。

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

5.5 受託者の経費区分

5.4において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要な全ての経費は受託者負担とし、被服類については常に清潔感を保てる範囲で更新を実施する。

別紙第8「(給食業務)年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」

5.6 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該引継ぎが当該年度内3月31日まで完了するよう協力しなければならない。

5.7 飲食店営業許可

食品衛生法第54条に基づき、政令で定める飲食店営業施設に該当するので、受託者は、契約に伴い食品衛生法第55条の1項の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、給食施設(駐屯地隊員食堂)における飲食店営業(一般食堂)の営業許可を受けなければならない。

契約が終了し、給食を廃止する場合は、食品衛生法施行細則第5条の2、第6項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所長に届け出なければならない。

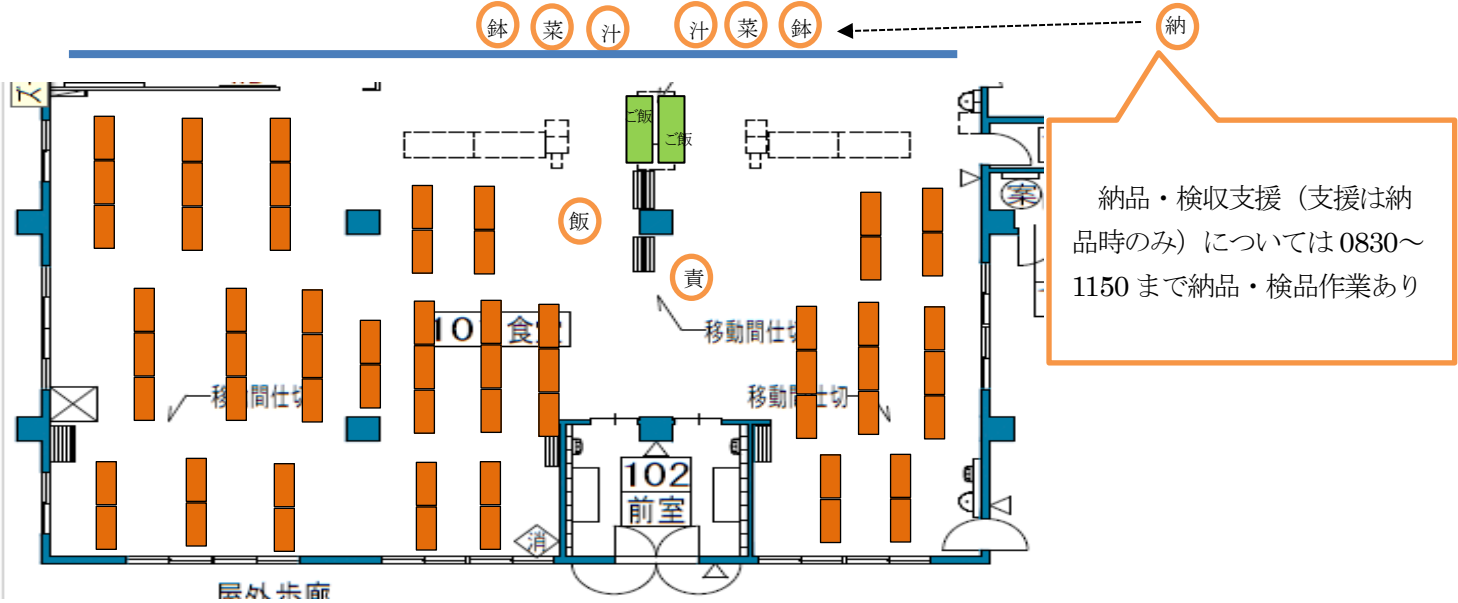
5.8 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和8年度食数予定及び作業に必要な従事者の参考値（石垣駐屯地）

	区 分	平日平均	平日最大	平日最小	休日平均	休日最大	休日最小	平日勤務員数	休日勤務員数
4月	朝食	380	400	280	270	300	140	6	0
	昼食	400	500	360	200	300	200	8	6
	夕食	380	400	310	230	300	140	8	6
5月	朝食	380	400	280	270	300	140	6	0
	昼食	400	500	360	200	300	200	8	6
	夕食	380	400	310	230	300	140	8	6
6月	朝食	370	400	280	270	300	140	6	0
	昼食	400	500	360	200	300	200	8	6
	夕食	380	400	310	230	300	140	8	6
7月	朝食	380	400	280	270	300	140	6	0
	昼食	400	500	360	200	300	200	8	6
	夕食	380	400	310	230	300	140	8	6
8月	朝食	580	600	400	480	500	380	8	0
	昼食	580	600	400	480	500	380	10	8
	夕食	580	600	400	480	500	380	10	8
9月	朝食	580	600	400	480	500	380	8	0
	昼食	580	600	400	480	500	380	10	8
	夕食	580	600	400	480	500	380	10	8
10月	朝食	580	600	400	480	500	380	8	0
	昼食	580	600	400	480	500	380	10	8
	夕食	580	600	400	480	500	380	10	8
11月	朝食	580	600	400	480	500	380	8	0
	昼食	580	600	400	480	500	380	10	8
	夕食	580	600	400	480	500	380	10	8
12月	朝食	380	400	280	230	300	140	6	0
	昼食	400	500	360	260	300	200	8	6
	夕食	380	400	300	230	300	140	8	6
1月	朝食	380	400	280	220	300	140	6	0
	昼食	400	600	360	240	300	200	8	6
	夕食	380	600	300	200	300	140	8	6
2月	朝食	360	400	340	320	400	260	6	0
	昼食	420	500	380	320	400	250	8	6
	夕食	380	500	340	320	400	260	8	6
3月	朝食	380	400	260	230	300	140	6	0
	昼食	400	500	360	260	300	200	8	6
	夕食	380	400	310	230	300	140	8	6

石垣駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）



	主な任務	各レーン配置人数		食堂合計人員	総合計
全 般	責 現場責任者（全般指示）	1			8
	飯 飯、食器等の補充	1			
配 食	菜 菜皿、洋皿（主菜）担当	1	2		
	鉢 小鉢等（副菜）担当	1	2		
	汁 汁担当	1	2		
配食外	納 納品支援（～1200 まで）	レーン外 1			

令和 年 月 日

陸上自衛隊石垣駐屯地 御中

現場責任者等任命報告書

下記の者を仕様書の規定に基づき、適格性ありと判断し、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、陸上自衛隊〇〇駐屯地食堂給食業務にて現場責任者及び副現場責任者に任命します。

現場責任者(正)	石垣 一郎
現場責任者(副)	石垣 次郎
現場責任者(副)	石垣 三郎

作 業 完 了 届

陸上自衛隊石垣駐屯地
糧食班長 殿

業者名

現場責任者

下記のとおり、役務が完了したのでお届けします。

1 役 務 名 ：

2 役務場所 ：

3 実施期間 ： 令和 年 月 日 から
 令和 年 月 日 まで

4 完了年月日： 令和 年 月 日

使用器材一覧表（石垣駐屯地）

区 分		数 量	能 力
調理器材 及び器具	たて形炊飯1号電気式	4台	2.8～15kg/台 (h)
	水圧洗米機2号（ドライ）	1台	15kg 以上/回
	電気回転釜	3台	150L/台
	かまどガス回転式（ドライ）	1台	190L/台 精白米 54ℓ（45kg）以上
	ティルティングパン	1台	100L
	コンベクションオーブン2号	2台	10段×2台
	冷蔵ショーケース	1台	1365ℓ
	適温・選択配食器材	4組	1号×2 2号×2
	野菜切裁用調理機2号	1台	200～2200 kg/h
	球根皮むき機2号	1台	15kg／1回
	厨芥処理機2号	1台	1kg／7分
	配食用保冷库、2号	2台	538L
	配食用温蔵庫、2号	1台	1080L
	解凍庫、2号	1台	860L
	包丁まな板殺菌庫	1台	裁断包丁18本、 まな板10枚、
	製氷器	2台	—
	器具殺菌庫	1台	—
	超鮮度高湿庫	1台	－5℃～15℃
	ブラストチラー	1台	チル36kg（3kg×12段） フリーズ（2kg×12段）

「(給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト (基準)」

No	使用区分	品 名	備考
1	作業従事者個人用	マスク	
2	作業従事者個人用	個人用被服	帽子・ユニホーム・エプロン・ 名札・腕章(責任者)履物等 ※ 清潔感を保持出来る範囲で適 度の更新を実施する事
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	
4	作業従事者個人用	爪ブラシ	
5	調理用消耗品	クッキングペーパー	
6	調理用消耗品	クッキングシート	
7	調理用消耗品	サランラップ類	保冷・保温等時にも使用
8	調理用消耗品	アルミホイル	
9	調理用消耗品	食品用洗剤	次亜塩素酸ナトリウム等
10	調理器具清掃用	スポンジたわし	
11	調理器具清掃用	タオル、布巾	調理台等清掃
12	調理器具清掃用	中性洗剤、弱アルカリ性洗剤	調理機械、包丁、まな板等
13	調理器具清掃用	消毒用アルコール	洗浄後消毒
14	調理器具清掃用	クレンザー	
15	厨房清掃用	デッキブラシ	
16	厨房清掃用	ほうき	
17	厨房清掃用	ちりとり	
18	厨房清掃用	バケツ	
19	厨房清掃用	水切り	
20	厨房清掃用	モップ	
21	厨房清掃用	ポリ袋	45ℓ、90ℓ(ゴミ捨て用)
22	官民共用	消毒液	4ℓ(消毒マット用液)
23	官民共用	アルコール消毒液	厨房入口、トイレ等
24	官民共用	手洗い石鹸液	厨房入口、トイレ等
25	官民共用	ペーパータオル	厨房入口、トイレ等
26	官民共用	トイレットペーパー	トイレ等

※22 から 26 は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整